

## 第3回 甲賀市空家等対策協議会 会議録（概要）

- 1 開催日時 平成29年9月12日（火） 9：30～11：30
- 2 開催場所 甲賀市役所水口新庁舎 3階 301B会議室
- 3 出席者
  - ・委員 （岩永市長（会長）欠席）、望月委員（副会長）、竹田委員、中川委員、池元委員、寺村委員、西岡委員、森地委員  
出席7名、欠席1名
  - ・事務局 建設部 治武次長  
住宅建築課 中島課長、藤丸室長、赤尾主査
- 4 協議事項等
  - (1) 特定空家等の判定に関する協議
  - (2) 特定空家等の措置に関する協議
- 5 連絡事項

### 【会議内容】

1. 甲賀市市民憲章唱和
2. 《望月副会長あいさつ》

皆さん、おはようございます。朝晩めっきり涼しくなって参りました。蟬の声から虫の音という感じになってきましたが、まだまだ日中は暑さが残っていますので、熱中症などお気をつけください。世間では北朝鮮のミサイルが非常に心配されるところでございます。予測できないような事態が起こる可能性もあります。では、いざ有事が発生したときにどのような対応をとるのかということのを改めて考えてみますと、日本は安心・安全な国でしたので、国民のほとんどが有事が起こるということをイメージできないのではないかと思います。あつてはいけないことですが、もし万が一が起こったときにどうするかは、各個人においてもしっかり考えておかないといけないのではないかと思います。最近では雨が降れば、非常に大量の雨が降りますし、今のような有事が起こるということも考えられます。私は不動産のお仕事をさせていただいていますので、街づくりに非常に興味があるのですが、大雨が降るという観点で見ると、その整備がまだまだであると感じます。また、有事が起こったときにどこに避難するかなどを考えると非常に不安なところがあります。今後の街づくりにおいては、そういったことも考えていかなければならないのかなと感じております。

本日は第3回甲賀市空家等対策協議会ということで、皆様の忌憚のないご意見を多数頂きますよう、どうぞよろしく申し上げます。

3. 協議事項

甲賀市空家等の活用、適正管理等に関する条例施行規則第10条第3項に基づき副会長に議長を依頼

副会長：それでは、協議事項に入らせていただきます。最初に事務局より説明をしていただき、その後、委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思います。

#### 協議事項 1) 特定空家等の判定に関する協議について

副会長：それでは、協議事項 1 について、事務局より説明をお願いします。

事務局：《特定空家等候補No.1（調査 I D 2 1 2 A）の内容の説明》

- ・空家等の年数 20年以上（近隣住人からの情報）
- ・前面道路の幅員 車道 4.0m、4.5m
- ・防災マップ上の位置 震度6強
- ・所有者等情報  
平成28年8月、平成29年6月に市から文書で指導も反応なし。  
近隣住人が厚意で敷地内の草刈等をしている。
- ・近隣に与えた被害等  
隣地道路に屋根ふき材等が飛散するおそれ。

そのまま放置すれば、屋根ふき材等が剥落、飛散等して、周辺の建築物や通行人等が保安上危険となるおそれのある状態と判断できるため、特定空家等と判定したいと考えますが、ご意見・ご質問ございますでしょうか。

委員 A：屋根が倒壊しかけているというのは所有者は知っている。

事務局：はい。状態がわかるよう写真を撮って送っています。

委員 B：特定空家等の判定で問題ないと考えます。

事務局：そのまま放置すれば、屋根ふき材等が剥落、飛散等して、周辺の建築物や通行人等が保安上危険となるおそれのある状態と判断できるため、特定空家等と判定してよろしいでしょうか。

委員一同：異議なし。

事務局：それでは続きまして《特定空家等候補No.2（調査 I D 7 2）の内容の説明》

- ・空家等の年数 6～8年（隣家からの情報）
- ・前面道路の幅員 5.0m以上
- ・防災マップ上の位置 震度6弱
- ・所有者等情報  
平成29年6月に市から適正管理について文書で指導したが、状況の改善なし。
- ・近隣に与えた被害等

立竹木が隣家側へ越境し、木の実や葉が落ちてくる。樋のつまりや陰により湿気る。ビワの木⇒蜂やカラス、グミの木⇒鳥が寄ってくる。竹の根が隣家に侵入。木の根が道路側溝を破損。

立竹木が原因で、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態と判断できるため、特定空家等と判定したいと考えていますが、ご意見・ご質問ご

ございますでしょうか。

委員C : 家はどのような状態か確認できてるか。

事務局 : 隣接住人からの情報ですと、立竹木がひどくなる前に窓ガラスが割れていた。現在の状態は立竹木がひどくて確認できていません。

委員A : 小動物の棲家になる可能性もあるのでは。糞尿の問題など、衛生面でも影響があるのでは。

事務局 : はい。そのようなことも含めて適正な管理を指導していきます。

事務局 : それでは、立竹木が原因で、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態と判断できるため、特定空家等と判定してよろしいでしょうか。

委員一同 : 異議なし。

#### 協議事項2) 特定空家等の措置に関する協議について

副会長 : それでは、協議事項2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 《第1回空家等対策協議会の特定空家等認定物件について所有者等の対応・経過について説明》

調査ID[1169]と調査ID[3914]以外の物件5件の措置について勧告に進みたいと考えますが、ご意見・ご質問ございますでしょうか。

委員A : 勧告時に期日はつけるのか。

事務局 : はい。措置期限は3ヶ月後の12月15日とします。

事務局 : それでは、この5件について勧告に進んでよろしいでしょうか。

委員一同 : 異議なし。

事務局 : 《第2回空家等対策協議会の特定空家等認定物件所の所有者等に対する対応方針について説明》

副会長 : ありがとうございます。協議事項は以上となりますが、その他全体を通して確認事項等はよろしいでしょうか。

委員D : 今後、他市町の空家対策で参考になる案件等がありましたら、協議会の場で情報提供いただきたい。

事務局 : わかりました。

委員E : 協議会では特定空家等の協議ですが、それ以外の空家で市から通知文等で連絡をして、所有者が対応をしている物件もあるということによかったか。

事務局 : はい。そのような物件も多数あります。

副会長 : それでは、本日の協議事項は終了しましたので、議長の任を解かせていただき、事務局へお返しします。

#### 5. 連絡事項

事務局 : それでは連絡事項について説明させていただきます。

《連絡事項》

- ・法律相談会について
- ・空き家バンクについて
- ・第4回の会議の予定について

事務局 : 最後に、閉会にあたりまして、建設部次長の治武がご挨拶申し上げます。

治武次長 : 本日は長時間、慎重にご審議をいただき誠にありがとうございます。今後、特定空家等の候補は5～6件ほどと考えております。市民の安心・安全を守るために頑張っていきたいと思っておりますので、今後もよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

事務局 : ありがとうございました。なお、本日の会議録については、事務局にて作成後、皆様に送付をさせていただきますので、よろしくお願い致します。以上を持ちまして、第3回甲賀市空家等対策協議会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。